

種別	番号	題 名	主 管 課
告示	452	廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について	産業廃棄物対策課
公告	474	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

姫路市告示第 452号

令和 7年 8月28日

姫路市長 清 元 秀 泰

廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画書の提出があり、同条第4項に規定する通知を行ったので、条例第12条第1項の規定に基づき、当該事業計画書の写しを下記のとおり縦覧に供する。

記

1 事業計画

(1) 事業計画者

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

アマタサーキュラー株式会社

代表取締役 土元 健司

(2) 廃棄物処理施設等の設置等の場所

姫路市網干区浜田字南垣原1320番29

(3) 廃棄物処理施設等の種類

セメント原料化施設、保管施設

(4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含油産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石

綿含有産業廃棄物を除く。）、鉍さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上、9種類（セメント原料化できるものに限る。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

(5) 廃棄物処理施設等の処理能力

セメント原料化施設 400 t／日

2 縦覧場所

姫路市安田四丁目1番地

姫路市農林水産環境局美化部産業廃棄物対策課

3 縦覧期間及び時間

令和7年8月28日から条例第25条の規定による通知をする日まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

姫路市公告第 474号

令和 7年 8月28日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和7年7月7日

姫路市指令土 第1－55－2号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市大津区西土井字寺田233番、234番4、235番1、236番1、237番、237番2及び240番4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区野田町153番地

オーエイハウジング株式会社

代表取締役 横山 英人